

総合会計 事務所ニュース

2017年 1月 No235

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

還暦、税理士登録25年、税理士法人化5年 ～今年は忙しいぞ！～

明けましておめでとうございます。皆様にとって良い年になるように祈念しております。

さて、私にとっての2017年は酉年で誕生日が来たら還暦となります。頭ではいろいろなことを考えていますが、肉体的な衰えは否めません。私が最もめり込んでいる趣味は、「日本100名山」ですが、現在97座でほとんどゴールが見えています。私の誕生日に、登山の初心者でも登れる「蔵王山（山形県）」で、100名山制覇と還暦のお祝いをしようと思っています。それと、55歳の手習いで始めたギターもいつまでも初心者マークではいけないので、もっと上手になりたいと思います。少し欲張りですが、高校生までやっていた剣道も二段から三段になり、受験英語しかしてこなかった英語も少しは話せるようになりたいと夢を膨らませています。

事務所にとっては、2012年10月に税理士法人化をして5年になります。山口事務所の所長に中村税理士が就任し、私が周南事務所の所長に就任しました。2014年には山口事務所を新山口駅の新幹線口から在来線口至近の新築ビルに移転しました。翌年4月に3つ目の事務所として下関事務所を開設し、周南事務所の所長を松瀬税理士と交替し、下関事務所の所長に私が就任しました。また、今年の10月には松野税理士を迎え今年からますますパワーアップしようと考えています。

私たち税理士業界で話題になっているのは、そう遠くない時期にクラウド会計などにより記帳のシステムがもの凄く進んで簡略化され中小零細企業でも記帳を会計事務所に依頼することが少なくなること、マイナンバー（個人番号）制度の行方も不透明でその対応で苦慮すること、消費税を中心とした滞納問題がますます深刻化していくこと、さらに、国税犯則取締法（査察＝マルサ）を国税通則法に取り入れる動きにあるように税務調査がますます強権的になることなどです。

そうした状況の中で事務所の果たすべき役割は、経営理念を実現することです。今年の11月に、某弁護士の依頼で引き受けた「不服申し立て（税務署の処分不服があるときに第三者機関である国税不服審判所に審理請求をすることです。）」で「全部取り消し（納税者の主張を全部認めることです。）」の事案をこなしました。（全部取り消しは非常に難しく、不服申し立ての中でも10%程度しかありません。）結果まで約2年かかりましたが、事務所としては2度目の成果です。もともと、税理士でこの手続きをやる人はほとんどいないので「納税者の権利を守る」事務所としては大きな成果でした。

今年もより一層関与先の皆様のお役に立てる事務所としてスタッフ全員一丸となって頑張ろうと思いません。

よろしく願いいたします。

代表社員・税理士 金巨 功

～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

「確定申告で誤りやすい事項」のうち、参考となるものをご紹介します。

1. 勤務先で年末調整が済んでいる給与所得者が医療費控除の申告をする場合には、年末調整済以外の他の給与収入や、給与所得以外の所得が 20 万円以下のものがあったとしても、全て合算して申告する必要があるので注意してください。(所法 120、121、122)
2. 過去に遡って公的年金等の支給を受けた場合には、支給を受けた年分の収入金額として計算するのではなく、対応する各年分の所得として計算することとなります。
遺族が受け取る未支給年金は、当該遺族が支給を受けた年分の一時所得となりますが、「厚生年金保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(いわゆる「年金時効特例法」)に基づき 5 年を超えて遡って支払われる保険給付(未支給年金)は、本人又は遺族であっても非課税所得となります。
また、遅延特別加算金についても、年金支払遅延加算法に公課の禁止規定があるため非課税所得となります。
3. 平成 23 年分以降においては、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、その年分については確定申告書の提出を要しないこととなっています。(所法 121③)
しかし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますので注意してください。
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載した者を、確定申告において他の者の扶養親族とする場合には、前述の公的年金等に係る申告不要制度を適用することができず、確定申告により、当初扶養親族としていた者を除外して申告することとなりますので注意して下さい。(所令 218①)
5. 同族会社の役員や役員と親族関係にある者は、その同族会社から給与以外に「貸付金の利子」「店舗や工場などの賃貸料」「機械・器具などの使用料」などの支払いを受けている場合には、その所得金額が 20 万円以下であっても申告が必要となります。(所法 121①、所令 262 の 2)
6. 不動産所得の申告に当たって、不動産貸付が事業的規模(いわゆる 5 棟 10 室)で行われていない場合、又は、確定申告書に貸借対照表が添付されていない場合は、65 万円の青色申告特別控除が適用できないことになっています。(措法 25 の 2③⑤、所基通 26-9)



事例 Q & A

Q.

私の家族は4人家族で、夫婦共働きです。子供を預けたくても幼稚園などは順番待ち、かといって夫婦のどちらかが仕事を辞めると収入が減り、子供を育てる環境にないのが現状です。そこで、実家をリフォームし、両親と一緒に住むことになりました。リフォームの工事費用の一部を所得税から控除できる制度があると聞いたのですがどのような制度なのか教えていただけないでしょうか？

A.

ご質問のように、三世帯同居、つまり二世帯で暮らすことによって子育てをする環境の充実を図ってもらうために、「住宅の多世帯同居改修工事等をした場合の特例」が創設されました。

これはマイホームに多世帯同居改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合には所得税の税額控除ができるというものです。

多世帯同居改修工事とは具体的には、1 キッチン、2 浴室、3 トイレ、4 玄関のいずれかを増設する工事で、改修後、1~4 までのうち、いずれか二つ以上が複数となるほか(増改築等工事証明書の交付が必要)、その工事費用が50万円超(ただし、補助金の交付がある場合には控除後の金額で判断)であるものをいいます。

住宅ローンを組んでリフォームを行う場合は、そのローンの年末残高1000万円を限度として、以下のように、年末残高の区分に応じて、それぞれ一定の割合に相当する額の合計額を所得税額から5年間控除することができます。

イ 対象となる多世帯同居改修工事に係る工事費用(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2%

ロ イ以外の住宅借入金等の年末残高×1%

1年あたりの最大控除額は

$$250 \text{ 万円} \times 2\% + (1000 \text{ 万円} - 250 \text{ 万円}) \times 1\% = 12 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$$

控除期間は5年なので最大では

$$12 \text{ 万 } 5000 \text{ 円} \times 5 \text{ 年} = 62 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$$

ローンなどを活用せずに自己資金でリフォームを行う場合は、工事費用の上限を250万円として、標準的な工事費用相当額の10%に相当する金額をその年分の所得税から控除できます。

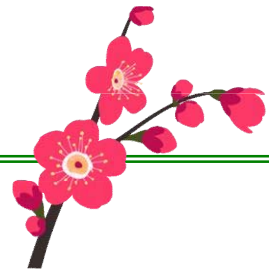
最大控除額は、標準的な工事費用相当額(250万円を限度)×10%=25万円

この税額控除は通常のローン控除、増改築等を行った場合のローン控除とは併用ができません。また、現段階で適用期限内の三世帯が同居しているかどうかは問われておりません。





元気通信



税務カレンダー

【1月の税務】

内容	納付/申告期限
給与所得者の扶養控除等申告書の提出	本年最初の給与支払日の前日
支払調書の提出	1/31
源泉徴収票の交付	交付期限：1/31
固定資産税の償却資産に関する申告	1/31
28年11月決算法人の確定申告	1/31
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	1/31
5月決算法人の中間申告	1/31
給与支払報告書の提出	1/31

【2月の税務】

内容	納付/申告期限
28年分所得税の確定申告	2/16 から 3/15 まで
28年分贈与税の申告	2/1 から 3/15 まで
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	2/10
28年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告	2/28
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	2/28
6月決算法人の中間申告	2/28



初夢の豆知識

一富士二鷹三茄子 その続きをご存じですか？

いつ見る夢が初夢なのだろうと思われたことはありませんか？

古くは節分の夜に見る夢のことでしたが、暦日の関係で、新年になって最初に見る夢が初夢になりました。

時代によっても違いがあるようですが、辞書には「その年最初に見る夢。元旦の夜または正月二日の夜に見る夢。」と書かれています。

また、初夢により吉凶を占うことを「初夢合わせ」といいます。

昔から縁起がいいとして知られている「一富士二鷹三茄子」、実はこのあと「四扇五煙草六座頭」と続きます。

由来については諸説あるようですが、徳川家康が富士山、鷹狩り、初物の茄子を好んだからだというものや、富士は「無事」や「不死」、鷹は「高い」、茄子は「成す」で「無事に高きことを為す」の語呂合わせだとするものがあります。

これに続いて、扇は末広がりであることから「子孫繁栄」や「商売繁盛」、煙草は煙が上へ上へと上がることから「運氣上昇」、座頭は剃髪した琵琶法師を指し毛がないが怪我ないに通じることから「家内安全」を願ったものとされています。

